

特定機能病院と大学病院について

1. 論点

「医学部教育」は特定機能病院に求められる機能として馴染むか。

2. 議論

- 特定機能病院は、医療提供体制において医療施設の機能分化を図る中で、高度の医療を提供する施設として医療法上制度化されたものであるが、そのような施設に「医学部教育」が必須と言えるか。
- 仮に「医学部教育」を、特定機能病院に求められる機能とした場合、大学病院のみを特定機能病院に位置付けることになるが、医療施設の機能分化を図る中で、高度の医療を提供する施設を大学病院に限定することが適当と言えるか。
- 「医学部教育」を受けた人材が、初期臨床研修等を通じて多くの臨床機会に接することで基礎的な技能を身に付けた上で、更に高度の医療を提供する人材として特定機能病院において養成されることが望ましいのではないか。

【参考】 特定機能病院及び大学病院に求められる機能及び医療従事者の育成について

	特定機能病院	大学病院
根拠法令	・ 医療法（昭和23年法律第205号）第4条の2	・ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第3条 ・ 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第39条
求められる機能	・ 高度の医療を提供すること。	・ 医学又は歯学に関する学部の教育研究を支援すること。
医療従事者の育成	・ 施行通知において、いわゆる後期臨床研修について定めあり。 「医師法及び歯科医師法の規定による臨床研修を修了した医師及び歯科医師に対する専門的な研修を実施することを意味するもの」	・ 学校教育法において、大学に関し、医学生及び歯学生に対する教育について定めあり。 ・ 医師法第16条の2及び歯科医師法第16条の2において、いわゆる初期臨床研修の実施病院の一つとして大学病院について定めあり。 ・ いわゆる後期臨床研修については特段の定めなし。